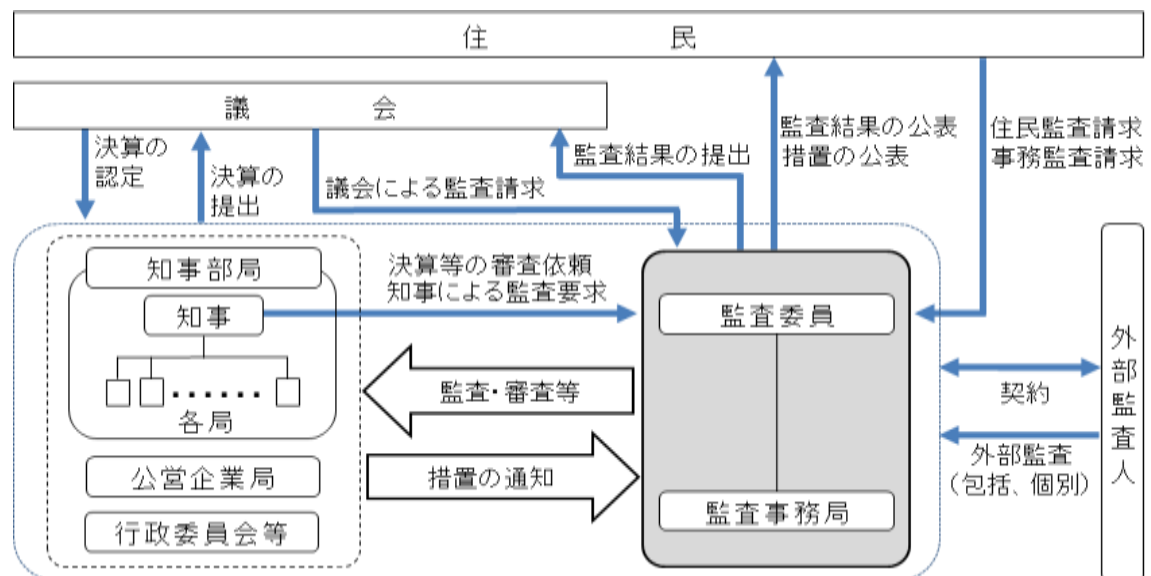


1 監査委員

監査委員は、公正で効率的な行政を確保するために、地方自治法（以下「法」という。）の規定により設置される独任制の執行機関である（法第195条）。

監査委員は、議会の同意を得て知事によって選任され、任期は、識見選任委員は4年、議員選任委員は議員の任期による（法第196条及び第197条）。

東京都においては、法及び東京都監査委員条例に基づき、平成30年4月1日現在、5名の監査委員（識見を有する者から選任される委員3名、議員から選任される委員2名）が置かれている。



2 職務権限

監査委員は、法等の法令の規定に基づき、定例監査、行政監査、決算審査等の経常的監査のほか、住民監査請求による監査等を実施する。

東京都において実施している監査等は、次のとおりである。

(1) 経常的監査

平成30年												平成31年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
← 定例監査(財務諸表監査を含む) →												
← 工事監査 →												
												← 財政援助団体等監査 →
												← 行政監査 →
												← 各会計歳入歳出決算審査(基金運用状況審査を含む) →
												← 公営企業各会計決算審査 →
												← 健全化判断比率等審査 →

(注) 例月出納検査は、毎月1回実施

監査種別	根拠法	概要
定例監査	法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項	<p>都における事務及び事業の執行全般を対象として、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、毎年 1 回以上監査を実施する。</p> <p>また、東京都財務諸表について、東京都会計基準に準拠して作成されているかを検証する。</p>
工事監査	法第 199 条第 1 項及び第 5 項	<p>都が行う工事等を対象として、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から工事が適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施する。</p>
財政援助団体等監査	法第 199 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項	<p>財政的援助に係る事業を対象として監査を実施するとともに、所管局が当該団体を適切に指導・監督しているかについても監査を実施する。</p> <p>【補助金等交付団体】</p> <p>都が補助金等を交付している団体が補助等の対象となっている事業を目的に沿って適切に行っているか検証する。</p> <p>【出資団体】</p> <p>都が出資や出えんを行っている団体がその事業を出資や出えんの目的に沿って適切に運営しているか検証する。</p> <p>【指定管理者】</p> <p>指定管理者が公の施設の管理に係る業務を目的に沿って適切に行っているか検証する。</p>
行政監査	法第 199 条第 2 項（必要に応じ第 7 項）	<p>監査委員が必要があると認めるとき、都の特定の事務や事業を対象として、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施する。</p>

監査種別	根拠法	概要
各会計歳入歳出 決算審査	法第 233 条第 2 項	毎会計年度、会計管理者が調製した決算について、知事からの審査依頼に基づき、決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理について審査する。
公営企業各会計 決算審査	地方公営企業法 第 30 条第 2 項	毎会計年度、公営企業管理者等が調製した決算について、知事からの審査依頼に基づき、決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査する。
基金運用状況審 査	法第 241 条第 5 項	<p>毎会計年度、知事からの審査依頼に基づき、定額の資金を運用するために設けられている基金の運用状況調書の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかについて審査する。</p> <p>対象となる基金は、東京都区市町村振興基金及び東京都用品調達基金である。</p>
例月出納検査	法第 235 条の 2 第 1 項	毎月 1 回、会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料について、その計数を関係諸帳簿と照合確認するとともに、検査当日における保管現金の確認を行う。
健全化判断比率 等審査	地方公共団体の 財政の健全化に 関する法律第 3 条及び第 22 条	毎年度、知事からの審査依頼に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているか確認することを目的として実施する。

(2) 請求等により随時実施する監査

監査種別	根拠法	概要
随時監査	法第 199 条第 5 項	監査委員が必要があると認めるときに、随時で監査を実施する。
指定金融機関等の監査	法第 235 条の 2 第 2 項、地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項	監査委員が必要があると認めるとき、又は知事（公営企業局にあっては管理者）の要求があるときは、指定金融機関が取り扱う都の業務に係る公金の収納や支払の事務について監査を実施する。
一定数の選挙権を有する者の請求に基づく監査	法第 75 条	都議会議員又は知事の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から監査委員に対し、都の事務の執行に関し、監査の請求がなされた場合、当該事項について監査を実施する。
住民監査請求による監査	法第 242 条	知事等執行機関や職員による違法又は不当な公金の支出、財産の取得、管理等が認められるとして、住民から監査の請求がなされた場合、当該事項について監査を実施する。
議会の請求に基づく監査	法第 98 条第 2 項	議会から監査委員に対し、都の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告の請求がなされた場合、当該事項について監査を実施する。
知事の要求に基づく監査	法第 199 条第 6 項	知事から監査委員に対し、都の事務の執行に関し監査の要求があった場合、その要求に係る事項について監査を実施する。
職員の賠償責任に関する監査	法第 243 条の 2 第 3 項、地方公営企業法第 34 条	都の公金や物品を取り扱う職員が、その保管に係る現金、物品等を亡失又は損傷するなど、都に損害を与えたときに、知事（公営企業局にあっては管理者）から監査委員への要求により、その事実を監査し、賠償責任の有無及び賠償額の決定を行う。

(3) その他監査に付随する権限等

- ア 関係人調査（法第 199 条第 8 項）
- イ 学識経験者意見聴取（法第 199 条第 8 項）
- ウ 組織及び運営の合理化に資する意見の提出（法第 199 条第 10 項）
- エ 監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考にして知事等関係機関が講じた措置の通知の公表（法第 199 条第 12 項）
- オ 会計管理者等が行う指定金融機関等検査結果の報告請求（法施行令第 168 条の 4 第 3 項、地方公営企業法施行令第 22 条の 5 第 3 項）
- カ 議会から送付された請願の処理（法第 125 条）

3 事務局

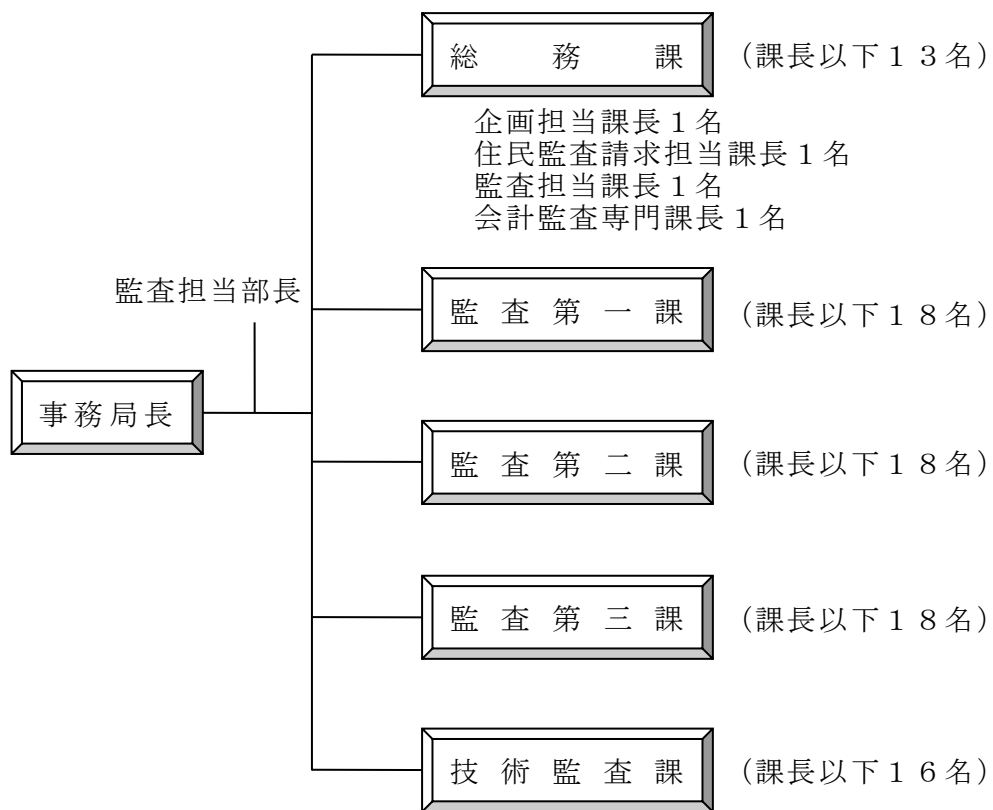
監査委員の補助機関である事務局は、監査委員制度発足以来、総務局に置かれてきたが、昭和34年10月に専属の補助機関として監査事務局が設置された。現在の組織及び事務分掌は、以下のとおりとなっている。

(1) 組織

ア 定数及び現員（平成30年4月1日現在）

定数 89名 現員 常勤85名、再任用4名

イ 機構



現員（常勤85名、再任用4名）

局長1、担当部長1、課長5、担当課長3、専門課長1、課長代理58（統括課長代理13）、主任16、主事4

(2) 事務分掌

[総務課]

- 1 委員に関すること。
- 2 事務局職員の人事、給与及び研修に関すること。
- 3 事務局の事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- 4 公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 5 公印に関すること。
- 6 委員の訓令、告示等の立案又は審査に関すること。
- 7 事務局の予算、決算及び会計に関すること。
- 8 事務局の財産及び物品の調達及び管理に関すること。
- 9 事務局の事業の進行管理に関すること。
- 10 事務局の事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 11 事務局の事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。
- 12 情報公開に係る連絡調整等に関すること。
- 13 個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。
- 14 広報及び広聴に関すること。
- 15 監査、検査、審査等の計画の立案及び調整に関すること。
- 16 監査諸資料の作成、収集及び整理保存に関すること。
- 17 監査、検査、審査等の結果に関する報告等の提出、送付、通知及び公表並びに監査結果により講じた措置の知事等関係機関からの通知に係る事項の公表に関すること。
- 18 随時監査の実施に関すること。
- 19 都知事又は都議会の要求による監査の実施に関すること。
- 20 一定数の選挙権を有する者の請求に基づく監査の実施に関すること。
- 21 住民の監査請求に基づく監査の実施に関すること。
- 22 出納職員等の賠償責任に関する監査又は審査の実施に関すること。
- 23 指定金融機関等の行う公金の収納又は支払事務についての監査の実施に関すること。
- 24 会計管理者が行う指定金融機関等の検査の結果の報告を求めること。
- 25 地方公営企業の管理者が行う出納取扱金融機関等の検査の結果の報告を

求めること。

- 26 外部監査に関すること（法に規定する監査委員の職務権限に係るものに限る。）。
- 27 都議会から送付を受けた請願の処理に関すること。
- 28 国及び都知事その他の行政機関との連絡調整に関すること。
- 29 全都道府県監査委員協議会連合会、関東甲信越監査委員協議会及び特別区等の監査委員協議会に関すること。
- 30 前各号のほか、局内他課に属しないこと。

〔監査第一課、監査第二課及び監査第三課〕

1 各課共通事項

(1) 下表に定める各課の所管する局等に係る以下の事項に関すること。

ア 定例監査、随時監査、決算審査及び基金運用状況審査の実施並びに関係書類の整理保存に関すること。

イ 公営企業各会計の例月出納検査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

ウ 補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体、出資団体（都が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人をいう。）、支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている者（以下これらを「財政援助団体等」という。）の監査の実施及び関係書類の整理保存に関すること（特別区及び島しょを除く市町村並びに島しょ所在の団体に対する財政的援助に関するものを除く。）。

エ 公営企業各会計の資金不足比率の審査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

(2) 行政監査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

(表) 各課所管局等

担当課	所管局等
監査第一課	政策企画局、青少年・治安対策本部、総務局、主税局、生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、中央卸売市場、交通局、教育庁、警視庁
監査第二課	財務局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、会計管理局、水道局、人事委員会事務局、監査事務局、議会局
監査第三課	都市整備局、産業労働局、建設局、港湾局、東京消防庁、下水道局、選挙管理委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局

(注) 島しょ所在の行政機関は監査第一課が所管する。

2 各課所管事項

(1) 監査第一課所管事項

- ア 島しょ所在の行政機関の定例監査、随時監査及び決算審査の実施並びに関係書類の整理保存に関すること。
- イ 島しょに所在する財政援助団体等の監査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。
- ウ と場会計の資金不足比率の審査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

(2) 監査第二課所管事項

- ア 各会計歳入歳出決算審査（各局別の実施する審査を除く。）の実施及び関係書類の整理保存に関すること。
- イ 会計管理者所属各会計の例月出納検査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。
- ウ 都が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている特別区及び市町村（島しょ所在の町村を除く。）の監査の実施並びに関係書類の整理保存に関すること。
- エ 健全化判断比率の審査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

〔技術監査課〕

- 1 工事監査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。
- 2 技術及びこれに関連する事項についての行政監査及び随時監査の実施並びに関係書類の整理保存に関すること。
- 3 財政援助団体等に対する技術及びこれに関連する事項についての監査の実施並びに関係書類の整理保存に関すること。

4 平成29年 監査実施実績

(1) 各監査の実施状況

区分	対象	実施	実施率
定例監査	本庁(部) 137箇所	137箇所	100%
	事業所 744箇所	311箇所	41.8%
	計 881箇所	448箇所	50.9%
工事監査	件数 16,614件	1,631件	9.8%
	金額 2,648,011百万円	1,008,883百万円	38.1%
財政援助団体等監査	4,983団体	145団体	2.9%
行政監査	(テーマ) ・システム投資の有効性について ・企画提案方式等による契約及び業務委託契約について		
例月出納検査	毎月1回 会計管理者所属各会計 (一般会計及び15特別会計) 公営企業各会計(11会計)		
決算審査	年度1回 平成28年度歳入歳出各会計 (一般会計及び15特別会計) 平成28年度公営企業各会計 (11会計)		
基金運用状況審査	年度1回 平成28年度東京都区市町村振興基金 平成28年度東京都用品調達基金		
健全化判断比率審査 資金不足比率審査	年度1回 平成28年度健全化判断比率 平成28年度資金不足比率(12会計)		
住民監査請求	請求件数 21件	【内訳】 監査実施 3件 監査実施せず 18件	

(別表) 平成29年に監査を実施した住民監査請求

番号	件名	監査の結果
1	都立学校施設維持管理業務委託契約が違法等として必要な措置を求める件	理由なし
2	中央区晴海五丁目西地区の譲渡価格は違法・不当であり、損害の回復等必要な措置を講じることを求める件	理由なし
3	中央区晴海五丁目西地区の譲渡価格は違法・不当であり、損害の回復等必要な措置を講じることを求める件(その2)	理由なし

(2) 指摘等件数

(指摘事項…是正・改善を求めるもの 意見・要望事項…改善について検討を求めるもの)

ア 監査別指摘等件数

(単位：件)

監査種別	指摘区分			指摘計	意見・要望
	歳入	歳出	その他		
平成 29 年 定 例 監 査 (平成 28 年度執行分)				143	10
	40	75	28		
平成 29 年 工 事 監 査				28	1
平成 29 年 財 政 援 助 団 体 等 監 査	局関係	団体関係	共通関係	52	9
	6	26	20		
平成 29 年 行 政 監 査				15	5
平成 28 年度 決 算 審 査	歳入歳出各会計 (16 会計)			19	0
	公営企業各会計 (11 会計)			0	0
合計				257	25

イ 局別指摘等件数（平成29年財政援助団体等監査を除く）

（単位：件）

区分	平成29年 定例監査		平成29年 工事監査		平成29年 行政監査		平成28年度 決算審査		合計	
	指摘	意見・要望	指摘	意見・要望	指摘	意見・要望	指摘	意見・要望	指摘	意見・要望
政策企画局					1				1	
青少年・治安対策本部	1								1	
総務局	5		1		3	1			9	1
財務局					1				1	
主税局	12				1		1		14	
生活文化局	4	3			2		2		8	3
オリンピック・パラ リンピック準備局	1								1	
都市整備局	5		2				1		8	
環境局	7		2				1		10	
福祉保健局	16	1			4		3		23	1
病院経営本部	7		1				1		9	
産業労働局	2		1		5		1		9	
中央卸売市場	4	1	1						5	1
建設局	5	1	5		3		2		15	1
港湾局	10		2				1		13	
会計管理局										
東京消防庁	2		3				1		6	
交通局	9		4			1			13	1
水道局	8		2	1		3			10	4
下水道局	11	2	2			1			13	3
教育庁	32		2		2		5		41	
警視庁		2			7				7	2
選挙管理委員会事務局					1				1	
人事委員会事務局										
監査事務局										
労働委員会事務局										
収用委員会事務局										
議会局	2				2				4	
合計	143	10	28	1	32	6	19	0	222	17

（注）行政監査では、1つの指摘及び意見・要望が複数局（団体）にまたがる場合、それぞれの局（団体）でカウントしているため、合計は、ア 監査別指摘等件数と一致しない。

ウ 団体別指摘等件数（平成29年財政援助団体等監査）

（単位：件）

区分・団体名	指摘事項				意見・要望 事項	
	団体	団体 及び局	局	計		
補助金等 交付団体	三宅村					
	三宅村商工会					
	小笠原村			1	1	
	小笠原村商工会					
	小笠原海運株式会社					
	東京納税貯蓄組合総連合会					
	学校法人70団体		4		4	
	公益財団法人東京都交響楽団	2			2	
	社会福祉法人等50団体		6		6	2
	警視庁職員互助組合					
小計（128団体）	2	10	1	13	2	
出資 団体	公益財団法人東京都人権啓発センター（注1）	2			2	
	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	1	1		2	2
	公益財団法人東京都都市づくり公社	2		1	3	
	公益財団法人東京都医学総合研究所		1	2	3	
	東京都漁業信用基金協会					
	一般社団法人東京都農住都市支援センター	1			1	
	株式会社東京ビッグサイト	1		1	2	2
	株式会社ゆりかもめ		1		1	
	東京港埠頭株式会社（注2）					
	株式会社東京臨海ホールディングス					2
	株式会社はとバス					
	東京都地下鉄建設株式会社					
	東京水道サービス株式会社	3	2		5	
	水道マッピングシステム株式会社	1			1	
東京都下水道サービス株式会社	4		1	5		
東京下水道エネルギー株式会社	1			1		
小計（16団体）	16	5	5	26	6	
指 公 定 の 管 施 理 設 者 の	公益社団法人東京都医師会（東京都リハビリテーション病院）	8	5		13	1
	小計（1団体）	8	5		13	1
合計（145団体）	26	20	6	52	9	

（注1）公益財団法人東京都人権啓発センターは、公の施設の指定管理者の監査も併せて実施

（注2）株式会社東京臨海ホールディングスの監査に併せて、グループ経営に関する事項に限定して監査を実施

5 平成30年監査基本計画

平成29年12月21日
監査委員決定

平成30年監査基本計画

1 都政をめぐる状況と監査

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動など、注視が必要である。都財政は、景気変動の影響を受けやすい不安定な構造であることに加え、国により地方消費税の清算基準が見直されるなど、予断を許す状況にはない。

このような中、都政においては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた準備をはじめ、少子高齢化、安全安心の確保など、重要課題に対する着実かつ効果的な取組が求められている。とりわけ、東京2020大会の競技会場や豊洲市場など、施設を中心に展開する事業に都民の関心が高まっている。

また、今般、地方自治法が改正され、内部統制制度の導入や監査制度の充実強化など、地方公共団体における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図ることとされた。

都は、これまで以上に内部統制体制を強化し、事務の適正性の確保を図るとともに、無駄の排除の徹底など不断の改革を進め、事業の効率性・実効性を一層向上させていかなければならない。

こうした状況において、監査に対する都民の期待はますます高まっており、事務の適正化や行財政運営の効率化はもとより、平成30年の監査では、施設の管理・運営についても重点的に監査していく。

2 基本方針

- (1) 都の事務・事業について、合規性はもとより、その業績や効果等を分析し、経済性、効率性、有効性の観点から、都民目線に立った検証を行う。
- (2) 改正地方自治法に基づく内部統制体制の整備状況を踏まえ、各局の事務・事業に共

通するリスクの評価を適切に行い、リスクの重要度に応じた効率的かつ効果的な監査を局横断的に実施する。

(3) 定例監査、工事監査、財政援助団体等監査及び行政監査の四つの監査を有機的かつ多角的に連携させ、事務部門と技術部門とが相互協力することにより、監査の質の向上を図る。

(4) 監査の実施に当たり、外部専門家や民間の監査手法を活用し、専門性の向上を図る。

(5) 都におけるICTの重要性に鑑み、ITガバナンスの強化に資するシステム監査を実施する。

(6) 監査結果及び各局等が行う改善措置について、庁内へのフィードバックの内容を充実し、再発防止の徹底を図るとともに、都庁全体の基礎力の底上げに寄与する。

(7) 監査の結果等について、ホームページ等を活用して、都民に一層わかりやすく発信することにより、都政に対する都民の信頼確保に寄与する。

3 各監査の留意事項

(1) 定例監査

ア 全庁重点監査事項

都の施設には、国内外から多数の都民や利用者が来訪することもあり、施設の管理・運営が適切に行われていなければならない。

今後、東京2020大会に向け、競技会場となる施設が続々としゅん工を迎え、また、スポーツ施設、文化施設、交通施設等を利用する都民や観光客の一層の増加も見込まれる。

こうした状況の中、施設の管理・運營業務の重要性はますます高まり、サービス向上や安全安心の確保など、これまで以上に都民や利用者のニーズに応えた適切な業務遂行が求められる。

このため、「都民・利用者ニーズに応える施設の管理・運営」を重点監査事項とし

て設定し、各局における施設の管理・運營業務を統一的・横断的に検証する。

イ 各局重要リスク

監査対象局の事務事業の特性や事務執行上のリスクを考慮して、局ごとに時宜に適ったテーマを選定する。

ウ その他留意事項

都の事務・事業の監査に必要な場合、財政援助団体等が都の事務及び事業を都と一体として行っている業務についても監査する。

(2) 工事監査

ア 重点監査事項

都は、東京 2020 大会に向けた競技会場等の整備をはじめ、都市活動を支える道路や上下水道等の整備・再構築、老朽化した施設の建替えや改修など、緊急性、重要性の高い工事を行っている。

工事においては、安全に留意して現場管理を行い、事故の防止を図らなければならないが、近年、全国的に、道路の陥没、資材の落下による第三者被害など、安全を揺るがす事故が発生している。

こうした状況の中、設計・積算、施工等の各段階において、適切に安全管理を図っていかなければならない。

このため、「施設工事等の安全管理」を重点監査事項として設定し、各局を統一的・横断的に検証する。

イ その他留意事項

(ア) 契約ごとに、契約金額が高額なもの、落札率が高いもの、特命随意契約など、リスクの重要度に着目し、案件を抽出する。

(イ) 長期間にわたる大規模工事等については、計画決定を踏まえて、事業計画どおりに適正に行われているかの確認を強化する。

(3) 財政援助団体等監査

ア 監査対象団体ごとのリスクに対応した監査を実施する。

イ 公の施設の指定管理業務を行う団体については、都民・利用者ニーズに応えた施設の管理・運営が適切に行われているか検証する。

(4) 行政監査

公の施設の指定管理に関するテーマ及びICTに関するテーマで実施する。

(5) 決算審査、基金運用状況審査、例月出納検査、健全化判断比率等審査

各審査及び検査は、各監査の結果も含め、それぞれの成果を共有し、効率的かつ効果的に実施する。

(6) 住民監査請求

公平・公正な審査及び監査を行うため、専門性が高い監査請求に対しては、外部専門家を活用するなど、住民監査請求に的確に対応する。

4 各監査等の実施期間及び報告・公表時期

監査種別	実施期間	報告・公表時期
定例監査	平成30年1月 ～平成30年8月	平成30年9月
工事監査	平成30年1月 ～平成31年1月	平成31年2月
財政援助団体等監査	平成30年9月 ～平成31年1月	平成31年2月
行政監査	開始時期未定(注) ～平成31年1月	平成31年2月
各会計歳入歳出決算審査 (基金運用状況審査を含む。)	平成30年7月 ～平成30年8月	平成30年9月
公営企業各会計決算審査	平成30年6月 ～平成30年8月	平成30年9月
例月出納検査	平成30年1月 ～平成30年12月	平成30年6月、9月、12月 及び平成31年2月
健全化判断比率等審査	平成30年7月 ～平成30年8月	平成30年9月
住民監査請求	随時	随時
監査結果に基づき知事等が講じた措置		平成30年6月、12月

(注) 行政監査の開始時期は実施計画で決定

6 予算概要

平成30年度 監査事務局当初予算額

科目	予算額	特定財源	差引一般 財源充当額	内訳
(款) 総務費	千円 1,002,000	千円 12	千円 1,001,988	
(項) 監査委員費	1,002,000	12	1,001,988	
(目) 委員費	38,064	0	38,064	千円 報酬・給料 26,388 職員手当等 7,109 共 済 費 3,920 旅 費 72 需用費等 575
(目) 管理費	963,936	12	963,924	特定財源内訳 諸手数料(情報公開) 4 諸収入(雇用保険料納付金) 8 報酬・給料 415,528 職員手当等 344,246 共 済 費 161,608 旅 費 5,511 需用費等 37,043